

会 員 各 位 (人事・研修担当責任者殿)

一般社団法人 全国住宅産業協会
総務委員長 小 尾 一

「管理職のための契約法務研修」の開催について

当協会では階層別・職種別に体系化したオリジナル研修を開発し、実施しておりますが、このたび、主に管理職の方を対象に、契約トラブルを未然に防ぐための契約／契約書の勘所を、確実に押さえられるようになることを目的として、標記研修会を開催することといたしました。

この研修では、事例やケースを適宜織り交ぜながら、企業法務研修で数十年の経験を持つベテラン講師が、実践的な講義を行います。

つきましては、貴社内で対象となる方にご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和元年9月19日(木) 14:00～17:30
2. 対象者・目的 契約トラブルを未然に防ぎたい管理職あるいはリーダー職
※詳しくは別紙ご参照ください。
※内容が同日開催予定の「契約法務基礎研修」と若干重複します。
3. 会 場 全水道会館 5階「中会議室」 東京都文京区本郷1-4-1
URL <http://www.mizujoho.com/>
4. 定 員 25名(定員になり次第締め切ります)
5. 講 師 北田 琢郎氏(株式会社ブラックス 代表取締役会長
株式会社日本能率協会マネジメントセンター パートナーコンサルタント)
6. 参加費 3,000円(消費税込み)
回数券使用の場合 1人1枚
(全住協研修コース「中堅」「管理職」「宅建受験対策」受講者は無料)
後日、連絡担当者宛に請求させていただきます。
※締切日以降の取消しや人数変更、当日不参加の場合も参加費を申し受けますので、ご了承ください。
7. 申込み 9月11日(水)までに、FAX(03-3511-0616)又は
URL(<http://www.zenjukyo-edu.jp/>)より申込専用フォームにて
お申込みください。
※令和元年度全住協各研修コースの受講者の方は、「参加申込票」の
コース受講者欄の該当するコースに○を付け、お申込みください。
※回数券を使用される方は、「参加申込票」の回数券使用欄に○印を記入
の上、お申込みください。
全住協研修コースの詳細は、別添又は協会ホームページから「令和元年度
全住協研修コース並びに回数券の申込みについて」をご参照ください。
URL http://www.zenjukyo.jp/new_info/entry.php?id=9769
8. 問合せ先 TEL 03-3511-0611 担当 大宮 以上

管理職のための契約法務研修 参加申込票

E-mail m_omiya@post.sannet.ne.jp

FAX 03-3511-0616

(担当 大宮)

連絡 担 当 者	フリガナ		TEL	
	会社名		E-mail 又はFAX	
	住所	〒		
	フリガナ		所属部課	
	氏名		役職	

<研修参加者>

氏名	所属・役職	コース受講者	回数券 使用
		中堅・管理職・宅建	
		中堅・管理職・宅建	
		中堅・管理職・宅建	
		中堅・管理職・宅建	

※各研修コースの受講者は、該当するコースに○を付けてください。

※回数券使用の方は、回数券使用欄に○を記入してください。

※人事・研修担当者の方がオブザーバー参加を希望する場合は、下記にご記入ください。

氏名	所属・役職

○オブザーブについて：特に以下のようなことをお考えの人事・研修等のご担当者は是非見学にお越しください。

- ・次回研修参加検討のための内容確認
- ・別日程で自社の社員向けに実施して欲しい（講師派遣）
- ・本研修を人事ご担当者などが講師役として内部実施したい場合（内製化）

別紙 管理職のための契約法務研修 概要

契約書の意義として「営業活動のクロージング」であるとともに、「紛争防止」があります。自部門、延いては会社の業績・評価について責任を負う管理職／リーダー職の方々にとって、自身が監督する社員が、顧客や取引先と交わす契約書類は、リスク管理の視点でマネジメントする必要があると言えるでしょう。今回の研修では、契約トラブルの引き金となるような論点について、一つ一つ丁寧に解説して行いつつ、具体的な不動産取引の事例、紛争のケースなども提示しながら、実践的理解を図ります。

半日という短い時間ではありますが、同席した他社参加者からの刺激も含め、楽しく、真剣に取り組んでいただける研修になるよう講師も務めますので、奮ってご参加ください。

<対象者>

- ・契約トラブルを未然に防ぎたい管理職あるいはリーダー職

<目的>

- ・契約や契約書にまつわる法的知識を整理する
- ・契約トラブルを未然に防ぐためのポイントを理解する

<主な学習項目>

- ・契約と契約書に関する基礎知識の確認
- ・売買契約に関する問題点
- ・賃貸借契約に関する問題点
- ・その他（債権回収、倒産など）

<事例>

- ・手付に関して、履行の着手といえるかが問題になった事案
- ・現状有姿販売と瑕疵担保責任
- ・賃貸借契約における信頼関係の破壊ありとされた事例、なしとされた事例